

公民館ボランティア講師制度運営要領

(目的)

第1条 この要領は、各分野において知識、技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を市の主催事業や市民団体から講師の派遣依頼があった場合、ニーズにあった講師を紹介し、八千代市の生涯学習の発展と充実を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 公民館ボランティア講師制度に登録できる者は、この要領の目的に賛同し、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 成人で免許・資格又はそれに類するものを持っている者、もしくは豊かな経験と専門知識や技術を持つ者で、ボランティア講師として積極的に指導してもらえる者。
- (2) 政治、宗教、営利活動を目的としない者。
- (3) 別表1に掲げる情報の公開に同意する者。

(登録申請)

第3条 登録を希望する者は「公民館ボランティア講師登録（新規・更新）申請書」（第1号様式）に必要な事項を記入の上、教育委員会まで提出する。

2 教育委員会は、申請を受理後内容の確認を行い、講師として登録をするときは、登録申請者へ「公民館ボランティア講師登録通知書」（第2号様式）を用いて登録を通知する。

(登録事項の変更)

第4条 公民館ボランティア講師登録制度に登録した者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、「公民館ボランティア講師登録事項変更届」（第3号様式）を用いて速やかに教育委員会へ届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の届出を受理したときは、速やかに登録事項を変更するものとする。

(登録の取消)

第5条 教育委員会は、登録者が次の各号の1つに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が登録の取消を希望したとき。
- (2) 登録者が本制度の目的又は登録要件に反する行為をしたとき。
- (3) 虚偽の申請内容により登録したとき。

(4) その他本制度の推進上支障があると認めたとき。

2 教育委員会は、登録を取り消した場合は、「公民館ボランティア講師登録取消通知書」(第4号様式)を用いて登録者に取消を通知するものとする。

(登録期間)

第6条 登録できる期間は、4月1日(年度途中に登録した場合はその日)から登録年より3年後の3月31日とする。

2 更新を希望する場合は、「公民館ボランティア講師登録(新規・更新)申請書」(第1号様式)に基づき教育委員会に提出しなければならない。ただし更新は登録期間満了の3か月前からの申請とする。

(利用対象)

第7条 登録者の派遣を受けることができる者(以下「利用者」という。)は、原則として成人で市内に在住、在勤又は在学する5人以上の者で構成され、公民館を利用している、あるいは利用しようとする団体とする。

(利用申請)

第8条 利用者は、希望する学習内容等を「公民館ボランティア講師紹介依頼書」(第5号様式)(以下「依頼書」という。)を用いて教育委員会に申し出るものとする。

2 教育委員会は、申請書を受理後内容の確認を行い、「公民館ボランティア講師紹介通知書」(第6号様式)(以下「通知書」という。)を用いて通知する。紹介を受けた利用者は、登録者と直接交渉し、その結果について通知書を用いて報告するものとする。

3 公民館主催事業で利用する場合は、この条項は適用しないものとする。ただし、利用については「公民館ボランティア講師利用申出書」(第7号様式)を用いて提出するものとする。

(費用)

第9条 登録者への謝礼は、交通費などを含めて1回5,000円以内とする。ただし、講座等の開催に関する必要経費については、登録者と利用者で協議の上決定し、利用者が負担する。

(利用報告書の提出)

第10条 登録者の派遣を受けた利用者は、講座等終了後すみやかに「公民館ボランティア講師利用報告書」(第8号様式)により、利用報告を行わなければならない。

(利用の制限)

第 1 1 条 利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序や善良な風俗を乱さないこと。
- (2) 政治、宗教、または営利を目的とした利用を行わないこと。
- (3) 公民館ボランティア講師制度の目的に反した利用を行わないこと。

(免責事項)

第 1 2 条 教育委員会は、登録者と利用者または第三者との間に生じた紛争について一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第 1 3 条 この要領に関する事務は、八千代台東南公民館で掌る。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 3 号)

情報公開対象	公開する情報
不特定多数の者(インターネット等への掲載)	性別、指導分野、指導内容、使用する教材、指導条件、教材費、指導可能な曜日、指導可能な時間、指導対象、指導地域、交通手段、資格、略歴
公民館ボランティア講師制度の利用を希望する者	「公民館ボランティア講師登録申請書」(第 1 号様式)に記載された全ての登録内容